

太子町地域防災計画の改定の概要

1. 改定の目的

現行の太子町地域防災計画（以下、「町計画」という）は、平成26年3月に改訂された。以降、災害対策基本法をはじめとする関連法令や、国の防災基本計画、兵庫県地域防災計画の改定が行われてきた。さらに、全国各地で発生した地震や風水害等による教訓は、先に挙げた法令や国・県計画の更新のほか、各種施策にも反映されており、こうした状況を町計画においても踏まえることが求められる。また、改定以降に見直された本町の組織構成が反映されていないなどの課題もある。

そのため、上位計画等との整合を図るとともに、本町の組織体制に応じた実効性の高い計画となるよう見直しを行うものである。

表1 太子町地域防災計画の現状の課題と改定方針（案）

項目	課題	改定方針
関連法、上位計画等	<ul style="list-style-type: none"> 現行の太子町地域防災計画は平成26年3月に改定したものであるため、それ以降に改定した防災基本計画、兵庫県地域防災計画等上位計画の内容を十分に反映できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法をはじめとした災害関連法、令和3年5月に改定した防災基本計画及び令和3年2月に改定した兵庫県地域防災計画の改定内容を適切に反映する。 また、兵庫県地域防災計画は、令和3年9月にも改訂予定であることから、県から情報提供を受けつつ、改定内容案を反映する。
災害の想定	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁より発表される、「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される条件や発表内容の反映ができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、兵庫県地域防災計画に記載の内容を参考に、南海トラフ地震対策に関する内容を反映する。
近年の大規模災害の課題と教訓の反映	<ul style="list-style-type: none"> 近年発生した令和元年東日本台風等の風水害や、地震災害における被害とその対応の課題、教訓を反映できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年東日本台風や熊本地震等における防災関係機関の災害対応の課題、教訓及び他自治体における近年の災害の課題、教訓を反映する。
経年変化等の反映	<ul style="list-style-type: none"> 人口等の時点修正や体制、最新の防災設備等が反映されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 人口等の時点修正や、最新の体制及び事務分掌の反映、防災設備や現行計画以降に締結した協定等を反映する。
新型コロナウイルス感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策に関連する内容が反映できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の運営等において、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策を反映する。
計画の構成等	<ul style="list-style-type: none"> 風水害編、地震災害対策編とも県計画の目次構成と異なり、県計画との整合性の確認がしづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> 県計画の目次構成に合わせる全面改正を行う。

表2 我が国における近年の主な自然災害と災害対策関連法令等の変遷

■ 災害対策基本法関連、 ■ 水防法関連、 ■ 土砂災害関連、 ■ 防災基本計画関係、 ■ 自然災害

時期	主な自然災害と災害対策関連法令等の変遷
2014 (H26)	1 防災基本計画見直し（指定緊急避難場所指定など、原子力災害への対策強化、構成見直し など）
	3 大規模地震防災・減災対策大綱の決定 地区防災計画ガイドラインの公表
	8 平成26年8月豪雨による広島市土砂災害（死者・行方不明者76人）※4
	9 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン見直し 御嶽山噴火（死者・行方不明者63人）※5
	11 災害対策基本法の改正（放置車両対策） 防災基本計画見直し（原子力防災体制の充実・強化）
2015 (H27)	1 土砂災害防止法改正（土砂災害の危険性のある区域明示、避難体制の充実・強化）
	3 防災基本計画見直し（原子力防災体制の充実・強化） 突発的局地的豪雨による土砂災害時における防災情報の伝達のあり方に関する検討会
	4 土砂災害警戒避難ガイドライン見直し
	5 口永良部島噴火（噴火警戒レベル5（避難）へ）、全島民避難 水防法改正（想定しうる最大規模の浸水想定区域に拡充公表等）
	6 総合的な土砂災害対策の推進について（報告）
	7 防災基本計画見直し（土砂災害対策・火山災害対策・複合災害対策強化、運用改善） 活動火山対策特別措置法（活火山法）の一部を改正する法律 成立
	8 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン見直し
	9 関東・東北豪雨（死者・行方不明者8人） 災害対策基本法の改正（廃棄物処理対策の見直し）
	12 活火山における退避壕等の充実に向けた手引き
	2 防災基本計画見直し（活火山法等の改正踏まえた防災対策強化、H27 豪雨災害踏まえたBCP策定の重要要素明確化） 地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説の改定
2016 (H28)	3 首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画の公表 水害時における避難・応急対策の今後のあり方についての公表 企業の事業継続及び防災に関する実態調査の公表 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き
	4 熊本地震発生（死者50人、震災関連死178人） 避難所運営ガイドライン、福祉避難所の確保・運営ガイドライン等の公表
	5 防災基本計画見直し（H27 関東・東北豪雨の教訓を踏まえた防災対策強化） 災害対策基本法の改正（災害時交通規制の管理者拡大）
	8 平成28年台風第10号（死者・行方不明者27人）要配慮者利用施設の被害 タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針
	10 鳥取中部地震発生（負傷者30名、全半壊212棟、一部破損14,232棟） 糸魚川大規模火災発生（焼損面積 約40,000㎡）
	12 H28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告） 噴火時の具体的で実践的な避難計画策定の手引き
	1 避難勧告等に関するガイドラインの改定
	3 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン
2017 (H29)	4 防災基本計画見直し（熊本地震、H28 台風災害を踏まえた見直し）
	6 水防法、土砂災害防止法改正（浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の、避難確保計画の作成・避難訓練の実施を義務づけ）
	7 平成29年7月九州北部豪雨（死者39人、行方不明者4人）
	9 南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告） 「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始発表（気象庁）
	10 平成29年台風第21号（死者8人、負傷者215人、住家被害6,352棟）
	12 平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する今後の取組の公表
2018 (H30)	1 平成30年草津白根山の噴火（死者1名、重傷3名、軽傷8名）
	2 2月4日からの大雪（死者18人、負傷者315人、住家被害45棟）
	3 洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的な考え方（報告）の公表 災害に係る住家の被害認定基準運用指針及び災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引きの改定版の公表

時期	主な自然災害と災害対策関連法令等の変遷
	災害廃棄物対策指針の改定（関係法令の改正、広島土砂災害・関東東北豪雨災害・熊本地震・九州北部豪雨災害を受けた実践的な対応につながる事項の充実、平時の備えの充実、国・都道府県・市区町村（支援/受援）・関係団体などの役割の明確化）
	大阪府北部を震源とする地震（死者5人、負傷者423人、住家被害10,824棟）
6	災害対策基本法の改正（広域連携による被災市町村への応援の明確化）
	防災基本計画見直し（関係法令の改正、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年1月～2月の大雪を踏まえた見直し）
	市町村のための水害対応の手引き改定
7	平成30年7月豪雨（死者237人、行方不明者8人、負傷者433人、住家被害50,470棟）
9	平成30年台風第21号（死者14人、負傷者1,011人、住家被害86,917棟）
	平成30年北海道胆振東部地震（死者42人、負傷者762人、住家被害14,632棟）
10	噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き取組み事例集の公表
12	平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）
2019 (H31) (R1)	1 市町村のための降雪対応の手引きの公表
	3 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）の公表 避難勧告等に関するガイドラインの改定
	4 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正
	5 防災基本計画見直し（平成30年7月豪雨やその他平成30年度に発生した災害、最近の施策の進展等を踏まえた見直し）
	6 6月29日からの大雨（死者2人、重傷1人、軽傷4人、住家被害542棟）
	7 梅雨前線に伴う大雨及び令和元年台風第5号（行方不明者1人、軽傷6名、住家被害862棟）
	8 令和元年台風第8号（死者1人、重傷1人、軽傷4人、住家被害27棟）
	8 令和元年台風第10号（死者2人、重傷9人、軽傷49人、住家被害67棟）
	8月27日からの大3（死者4人、重傷1人、軽傷1人、住家被害6,687棟）
	9 令和元年台風第15号（死者3人、重傷13人、軽傷137人、住家被害77,104棟）
	令和元年台風第17号（死者2人、重傷5人、軽傷64人、住家被害1,006棟）
	10 令和元年台風第19号（死者104人、行方不明者3人、重傷43人、軽傷341人、住家被害101,673棟）
	10月25日からの大3（死者13人、重傷1人、軽傷7人、住家被害5,101棟）
2020 (R2)	1 北海道占冠村における雪崩（死者1人）
	3 避難確保計画作成の解説資料の公表（火山）
	4 「大規模噴火時の広域降灰対策について（報告）」の公表
	5 奈良県五條市で発生した住宅火災（死者5人、住家被害1棟）
	5 防災基本計画見直し（令和元年東日本台風や令和元年房総半島台風に発生した災害、最近の施策の進展等を踏まえた見直し）
	6 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインの公表
	7 令和2年7月豪雨（死者84人、行方不明者2人、重傷25人、軽傷55人、住家被害16,548棟）
	9 令和2年台風第10号（死者3人、行方不明者3人、重傷20人、軽傷90人、住家被害1,951棟）
	12 年末年始の大3（死者5人、重傷11人、軽傷32人、住家被害3棟）
	12 罹災証明書の統一様式の改定
2021 (R3)	1 令和3年1月7日からの大3（死者35人、重傷61人、軽傷314人、住家被害320棟）
	3 宮城県沖を震源とする地震（重傷1人、軽傷10人、住家被害2棟）
	富士山ハザードマップ改定
	4 群馬県みどり市の林野火災（死者1人、住家被害3棟）
	5 災害対策基本法の改正（避難勧告・避難指示の一本化等）
	5 防災基本計画見直し（災害対策基本法の改正、新型コロナウイルス感染症対策、その他最近の施策の進展等を踏まえた見直し）
	5 避難情報に関するガイドラインの改定
	5 福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定
	5 水害からの広域避難に関する基本的な考え方の公表
	5 噴火時の具体的で実践的な避難計画策定の手引き（第2版）の公表
	5 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き（第3版）の公表

※ 死者・行方不明者は基本的に内閣府「災害状況」の当該災害の最終報告分

2. 計画の全体構成

計画は「風水害等対策計画編」「地震災害対策計画編」「資料・様式編」の3編構成を基本とし、兵庫県地域防災計画の構成に合わせて目次の見直しを図った。

図3 計画素案の全体構成（風水害等対策計画編）

太子町地域防災計画 風水害等対策計画編	
第1編 総則	
第1節 計画の方針	第3節 太子町の概況と既往の風水害
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第4節 被害想定
第2編 災害予防計画	
第1章 基本方針	第3章 住民参加による地域防災力の向上
第2章 災害応急対策への備えの充実	第3節 消防団の充実強化
第1節 組織体制の整備	第4節 企業等の地域防災活動への参画促進
第2節 研修・訓練の実施	第5節 住宅再建共済制度の推進
第3節 広域防災体制の確立	第4章 治山・治水対策の推進
第4節 災害対策拠点の整備・運用	第1節 水害の防止施設等の整備
第5節 情報通信機器・施設の整備・運用	第2節 地盤災害の防止施設の整備
第6節 防災拠点の整備	第3節 災害に強い森づくりの推進等
第7節 火災予防対策の推進	第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備
第8節 防災用資機材等整備計画	第1節 防災基盤・施設等の整備
第9節 災害救急医療システムの整備	第2節 都市の防災構造の強化
第10節 緊急輸送体制の整備	第3節 交通関係施設の整備
第11節 避難対策の充実	第4節 ライフライン関係施設の整備
第12節 備蓄体制等の整備	第6章 調査研究体制の強化
第13節 家屋被害認定士制度等の整備	第1節 気象観測体制の整備
第14節 廃棄物対策の充実	第2節 風水害等に関する調査体制の推進
第15節 災害時要配慮者支援対策の充実	第7章 危険物等の事故の予防対策の推進
第16節 災害ボランティア活動の支援体制の整備	第1節 危険物の保安対策の実施
第17節 水防対策等の充実	第2節 その他の危険物等の保安対策
第18節 土砂災害対策の充実	第3節 原子力災害等の予防対策
第19節 重要施設の防災対策	第8章 大規模事故災害予防計画
第3章 住民参加による地域防災力の向上	第1節 大規模事故災害に関する法令
第1節 防災に関する学習等の充実	第2節 法令に基づく各機関の予防対策に関する責務
第2節 自主防災体制の整備	第3節 交通の安全性の確保
第3編 災害応急対策計画	
第1章 基本方針	第3章 円滑な災害応急活動の展開
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立	第10節 愛玩動物の収容対策の実施
第1節 組織の設置	第11節 災害情報の提供と相談活動の実施
第2節 動員の実施	第12節 廃棄物対策の実施
第3節 情報の収集・伝達	第13節 環境対策の実施
第4節 防災関係機関等との連携促進	第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ及び労働力の確保
第5節 災害救助法の適用	第15節 鉄道・バス施設における応急対策の実施
第3章 円滑な災害応急活動の展開	第16節 ライフラインの応急対策の実施
第1節 施設の被害応急対策	第17節 教育対策の実施
第2節 救助・救急、医療対策の実施	第18節 警備対策の実施
第3節 交通・輸送対策の実施	第19節 農林水産関係対策の実施
第4節 避難対策の実施	第20節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の指針
第5節 住宅の確保	第4章 その他の災害の応急対策の推進
第6節 食料・飲料水及び物資の供給	第1節 大規模火災の応急対策の推進
第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施	第2節 危険物等の事故の応急対策の推進
第8節 生活支援対策の実施	第3節 大規模事故災害対策計画
第9節 災害時要配慮者支援対策の実施	第4節 突発重大事案の応急対策の推進
第4編 災害復旧計画	
第1節 基本方針	第4節 住宅の復旧・再建支援
第2節 災害復旧事業の実施	第5節 災害義援金
第3節 被災者の生活再建支援	
第5編 災害復興計画	
第1節 基本方針	第3節 復興計画の策定
第2節 組織の設置	

※網掛け部分：新設部分

図4 計画素案の全体構成（地震災害対策計画編）

太子町地域防災計画 地震災害対策計画編		
第1編 総則		
第1節 計画の方針		第3節 太子町の概況と既往の地震被害
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱		第4節 被害想定
第2編 災害予防計画		
第1章 基本方針		第3章 町民参加による地域防災力の向上
第2章 災害応急対策への備えの充実		第1節 防災に関する学習等の充実
第1節 組織体制の整備		第2節 自主防災体制の整備
第2節 研修・訓練の実施		第3節 消防団の充実強化
第3節 広域応援体制の確立		第4節 企業等の地域防災活動への参画促進
第4節 災害対策拠点の整備・運用		第5節 住宅再建共済制度の推進
第5節 情報通信機器・施設の整備・運用		第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備
第6節 防災拠点の整備		第1節 防災基盤・施設等の整備
第7節 火災予防対策の推進		第2節 都市の防災構造の強化
第8節 防災資機材の整備		第3節 建築物等の耐震性の確保
第9節 災害救急医療システムの整備		第4節 地震災害の防止施設等の整備
第10節 緊急輸送体制の整備		第5節 ため池施設の整備
第11節 避難対策の充実		第6節 道路関係施設の整備
第12節 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進		第7節 ライフライン関係施設の整備
第13節 備蓄体制等の整備		第8節 危険物施設等の予防対策の実施
第14節 家屋被害認定士制度等の整備		第5章 調査研究体制等の強化
第15節 廃棄物対策の充実		第1節 地震観測体制の整備
第16節 災害時要配慮者支援対策の充実		第2節 地震に関する調査研究の推進
第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備		第6章 大規模事故災害予防計画
第18節 重要施設の防災対策		第1節 大規模事故災害予防計画
		第2節 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承
第3編 災害応急対策計画		
第1章 基本方針		第3章 円滑な災害応急活動等の展開
第2章 迅速な災害活動体制の確立		第10節 愛玩動物の収容対策の実施
第1節 組織の設置		第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施
第2節 動員の実施		第12節 廃棄物対策の実施
第3節 情報の収集・伝達		第13節 環境対策の実施
第4節 防災関係機関等との連携促進		第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ及び労働力の確保
第5節 災害救助法の適用		第15節 鉄道・バス施設における応急対策の実施
第3章 円滑な災害応急活動等の展開		第16節 ライフラインの応急対策の実施
第1節 消火活動等の実施		第17節 教育対策の実施
第2節 救助・救急、医療対策の実施		第18節 警備対策の実施
第3節 交通・輸送対策の実施		第19節 危険物施設等応急対策の実施
第4節 避難対策の実施		第20節 大規模事故災害対策計画
第5節 住宅の確保		第21節 突発重大事故災害対策計画
第6節 食料・飲料水及び物資の供給		第22節 農林水産関係対策の実施
第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施		第23節 公共土木施設等の応急復旧及び余震対策等の推進
第8節 生活支援対策の実施		第24節 東海地震にかかる警戒宣言等に対する対応
第9節 災害時要配慮者支援対策の実施		
第4編 災害復旧計画		
第1節 基本方針		第4節 住宅の復旧・再建支援
第2節 災害復旧事業の実施		第5節 災害義援金
第3節 被災者の生活再建支援		
第5編 災害復興計画		
第1節 基本方針		第3節 復興計画の策定
第2節 組織の設置		
第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画		
第1章 基本方針		第4章 地震発生時の応急対策等
第2章 総則		第2節 資機材、人員等の配備手配
第1節 推進計画の趣旨		第3節 他機関に対する応援要請
第2節 推進地域及び津波避難対策特別地域		第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画
第3節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱		第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
第4節 南海トラフ地震(M9クラス)の被害の特性		第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報
第5節 減災シナリオと見込まれる効果		第1節 地域防災力の向上
第3章 災害対策本部の設置等		第2節 防災訓練計画
第1節 災害対策本部の設置		第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画
第2節 災害応急対策委員の動員		第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応
第4章 地震発生時の応急対策等		第1節 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応
第1節 地震発生時の応急対策		

※網掛け部分：新設部分

3. 改定内容

地域防災計画の記載は、国の防災基本計画、兵庫県地域防災計画の改定等を受けて修正を行った。主な改定概要を以下に示す。

表 1 町計画の主な改定概要

注)計画に反映した編・章・節。例えば「1.1.1」であれば「第1編第1章第1節」に修正を反映。

区分	町計画の主な改定内容	計画反映箇所※		
		風水害等	地震災害	節名
業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化	平時から、業務継続計画に基づき、町防災会議をはじめ、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制など防災にかかる組織体制の整備、充実に努めることを記載。	2.2.1	2.2.1	組織体制の整備
災害時の職員やボランティアの派遣・受入れ時の対策の強化	派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮することを記載。	2.2.3	2.2.3	広域防災体制の確立
広域避難に向けた体制整備	県とともに大規模広域災害の恐れがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、運送事業者等との協定の締結、指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者への運送の要請・指示など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めることを記載。	2.2.3	2.2.3	
新庁舎の開庁に伴う災害防災拠点の設置	本町の新庁舎が、災害時は、災害対策本部の設置、防災拠点、避難拠点として機能することを記載。	2.2.4	2.2.4	災害対策拠点の整備・運用
防災行政無線の整備	令和元年度に整備した防災行政無線(親局1基、子局34基)を記載。	2.2.5	2.2.5	情報通信機器・施設の整備・運用
災害時帰宅困難者等への支援	県が提供する避難に関する情報などの緊急情報や気象情報等を配信する「ひょうご防災ネット」の普及促進を図ることを記載。	2.2.5	2.2.5	
災害の重複発生を考慮した避難体制の整備	避難に関する体制整備にあたって、災害が重複して発生しうることを考慮するよう努めることを記載。	2.2.11	2.2.11	避難対策の充実
適切な避難行動を促す情報伝達の充実	指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により住民に対して周知徹底を図ることを記載。	2.2.11	2.2.11	
都市農地の活用	都市公園・都市農地、公民館・学校等の公共的施設や民間の施設を対象に避難場所をあらかじめ指定することを記載。	2.2.11	2.2.11	
福祉避難所の指定及び直接避難のための体制整備	高齢者、障害者等の要配慮者が避難できるよう、福祉避難所として指定避難所を指定し必要な避難先を適切に確保することを記載。	2.2.11	2.2.11	
	受け入れを想定していない避難者が避難してくることはないよう、福祉避難所として指定避難所を指定する際に、必要に応じて、受け入れ対象者を特定して公示することを記載。	2.2.11	2.2.11	
町が民間社会福祉施設を福祉避難所として確保するための必要な支援を実施することを記載。	2.2.11	2.2.11		
広域一時避難への配慮	近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることを記載。	2.2.11	2.2.11	
災害時帰宅困難者等への支援	「避難行動に移るタイミング(逃げ時)」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、町民の避難意識の向上を図ることを記載。	2.2.11	2.2.11	

区分	町計画の主な改定内容	計画反映箇所※		
		風水害等	地震災害	節名
避難所での集団感染を防止するための避難所対策の推進	県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、避難所管理運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症への対応を適宜反映することを記載。	2.2.11	2.2.11	
感染症禍における適切な避難行動の推進	県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」に基づき、マイ避難カードの作成促進や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進	2.2.11	2.2.11	
物資調達・輸送調整等支援システムの活用	国が開発した「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、物資のニーズや調達状況等の情報を共有し、災害時の円滑な被災者への物資支援を実施することを記載。	2.2.12	2.2.13	備蓄体制等の整備
避難所における女性への配慮	備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮することを記載。	2.2.12	2.2.13	
衛生物資の確保	感染症対策に留意した避難所運営が行えるよう、マスク等の衛生物資を確保	2.2.12	2.2.13	
避難行動要支援者の避難支援～個別避難計画の作成促進	個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行うことを記載。	2.2.15	2.2.16	災害時要配慮者支援対策の充実
避難行動要支援者名簿の適切な管理	避難行動要支援者名簿については、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めることを記載。	2.2.15	2.2.16	
ボランティアとの連携・協働	ボランティア団体等と意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練等の実施に努めることを記載。	2.2.16	2.2.17	災害ボランティア活動の支援体制の整備
災害時の職員やボランティアの派遣・受入れ時の対策の強化	県が災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境を整備することを記載。	2.2.16	2.2.17	
	ボランティア関係機関は、災害ボランティアの派遣・受入れにあたっては、感染予防措置を徹底することを記載。	2.2.16	2.2.17	
災害ボランティア活動に対する支援の充実～団体・NPOとの連携体制の構築	中間支援組織(ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、県域、町域単位でボランティア活動の支援拠点の整備に努めることを記載。	2.2.16	2.2.17	
雨水出水の浸水想定区域の指定	水防法の改正により、町長または知事は雨水出水浸水想定区域の指定及び公表を行うことを記載。	2.2.17	-	水防対策等の充実
要配慮者利用施設における避難確保計画の実効性確保	要配慮者利用施設の所有者又は管理者が報告した避難確保計画及び訓練結果について、町長は円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うことを記載。	2.2.17	-	
浸水想定の情報提供の充実	洪水予報河川及び水位情報周知河川以外の河川について、県から浸水想定の情報提供を受けることを記載。	2.2.17	-	
要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成等	浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保に関する計画を策定することを記載。	2.2.17 2.2.18	-	水防対策等の充実
	要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画に基づく避難訓練を実施することを記載。	2.2.17 2.2.18	-	土砂災害対策の充実
	避難確保計画を作成していない施設の所有者または管理者に対して、同計画の作成を指示することを記載。	2.2.17 2.2.18	-	
水害リスクの分かりやすい提供等による水防対策の充実	ハザードマップ等作成の際には「早期の立退き避難が必要な区域」の明示に努めるものとすることや、地域の水害リスクに向き合って被害を軽減する取り組みを住民自らが行う契機となるような水害リスクの提供に努めるものとする旨を追記。	2.2.17	-	水防対策等の充実
災害対策拠点となる重要施設の長期	ライフライン事業者等から円滑な支援を受けられるよう重要施設として登録し、施設住所、担当者、非常用電源の	2.2.19	2.2.18	重要施設の防災対策

区分	町計画の主な改定内容	計画反映箇所※		
		風水害等	地震災害	節名
停電への対応力強化	設置状況、燃料確保先等をあらかじめ収集・整理し、リスト化を行うよう努めることを記載。			
的確な避難判断力等の養成	避難行動への負担感、これまでの経験等のみならず危険性の判断、自身は被害にあわないという思い込み（正常性バイアス）の克服とマイ避難カードの作成等により避難行動に移るタイミング（逃げ時）等をあらかじめ設定しておくことの重要性を周知することを記載。	2.3.1	2.3.1	防災に関する学習等の充実
避難所における女性への配慮	災害発生時の心得として、避難所等での性暴力・DVなど「暴力は許されない」意識の徹底を普及することを記載。	2.3.1	2.3.1	
保険・共済への加入の推進	県の住宅再建共済制度に関する取り組みに加入推進に関する記載を追加。	2.3.1	2.3.1	
災害時帰宅困難者等への支援	自主防災組織は、地域における「マイ避難カード」作成を普及促進することを記載。	2.3.2	2.3.2	自主防災体制の整備
避難行動要支援者の避難支援～地区防災計画との一体的運用	地域防災計画に地区防災計画を定める場合は、個別避難計画との整合が図られるよう努めるとともに、両計画の一体的な運用が図られるよう訓練等を実施することを記載。	2.3.2	2.3.2	
防災重点ため池の選定と第2次ため池整備5箇年計画の推進	決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住民等に提供することを記載。	2.4.1	2.4.5	風) 水害の防止施設等の整備 地) 河川、海岸、ため池施設の整備
大規模盛土造成地マップの作成・公表	滑動崩落の可能性がある大規模盛土造成地を示した「大規模盛土造成地マップ」を宅地防災パトロールに活用することを記載。	2.4.2	-	地盤災害の防止施設の整備
原子力災害の広域避難の受入れ	関西電力株式会社高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所で、放射性物質の広域拡散等が発生し、関西広域連合を通じて綾部市から要請を受けた場合の、綾部市からの広域避難について記載。	2.7.3	2.4.8	風) 原子力災害等の予防対策 地) 危険物施設等の予防対策の実施
発災時の組織体制の見直し	町の組織の見直し等を受けて、災害対策本部の設置の考え方や動員体制、事務分掌の内容を見直し。	3.2.1 3.2.2	3.2.1 3.2.2	組織の設置 動員の実施
直轄河川における特別警戒水位の見直しを踏まえた修正	国が避難指示発令の日安となる水位を見直したことを踏まえ、国直轄河川と県管理河川の水位説明を記載。	3.2.4	-	情報の収集・伝達
災害マネジメント総括支援員等の派遣	県と連携して、被災市区町村応援職員確保システムに基づき、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員を職員として派遣することを記載。	3.2.4	3.2.4	防災関係機関等との連携促進
道路法に基づく権限代行制度の活用	町が管理する町道について、道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制等を提案し、町で啓開又は災害復旧に関する工事が困難な場合、県に代行を要請することを記載。	3.3.3	3.3.3	交通・輸送対策の実施
道路管理者による放置車両対策等	緊急通行車両の通行を確保するために必要がある場合、道路管理者は放置車両等の所有者等に対し、車両等の移動や土地の一時使用などの必要な措置を命じ、又は措置を実施することを記載。	3.3.3	3.3.3	
適切な避難行動を促す情報伝達の充実	台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めることを記載。	3.3.4	-	避難対策の実施

区分	町計画の主な改定内容	計画反映箇所※		
		風水害等	地震災害	節名
5段階の警戒レベルでの避難指示等の発令	避難情報の名称の変更、警戒レベルの設定により、5段階の警戒レベルに応じて「警戒レベル3、高齢者等避難」「警戒レベル4、避難指示」、可能な範囲で「警戒レベル5、緊急安全確保」を発令することを記載。	3.3.4	3.3.4	
新型コロナウイルス感染症等に対応した避難対策の充実～避難所の混雑状況の周知	可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知することを記載。	3.3.4	3.3.4	
避難所における女性への配慮	避難所の運営にあたっては、男女ペアによる巡回警備など、男女のニーズの違い等双方の視点に配慮することを記載。	3.3.4	3.3.4	
新型コロナウイルス感染症等に対応した避難対策の充実～自宅療養者への対応	県(健康福祉事務所)から、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、避難所の運営に必要な情報の提供を受けることを記載。	3.3.4	3.3.4	
災害派遣福祉チーム(DWAT)の設置	避難所及び被災者等の福祉的支援を行うため、避難者に対する福祉的な相談及び避難所のバリアフリー化の助言等を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)が必要と判断した場合には、県に派遣を要請することを記載。	3.3.7	3.3.7	保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施
災害時要援護者が利用する施設に対する指導・助言等	介護保険施設など災害時要援護者が利用する施設における非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施状況に関して、点検及び指導・助言を行うことを記載。	3.3.9	3.3.9	災害時要配慮者支援対策の実施
訪日外国人に対する情報提供	災害時における訪日外国人への情報提供等を実施することを記載。	3.3.9	3.3.9	
災害廃棄物の処理の代行	他市町等の支援を受けても、町において処理が困難な場合は、県に、(公財)ひょうご環境創造協会の活用や、処理に関する事務委託を要請することを記載。	3.3.12	3.3.12	廃棄物対策の実施
災害ボランティア活動に対する支援の充実～ボランティアの活動助成	災害ボランティアセンターは、ひょうごボランティアプラザ(県社協)と連携することを記載	3.3.14	3.3.14	災害ボランティアの派遣・受入れ及び労働力の確保
原子力災害の広域避難の受入れ	綾部市からの広域避難の受入時の避難先と避難者の受入(バス移動)について記載。	3.4.2	3.3.19	風)危険物等の事故の応急対策の推進 地)危険物施設等応急対策の実施
土砂災害防止法の改正(H26.1.1)を踏まえた修正	土砂災害の危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を図ることを記載。	3.3.20	3.3.23	公共土木施設の応急復旧及び二次災害防止対策の指針
被災住宅再建支援等の充実・強化	兵庫県住宅再建共済制度の見直しに伴った修正。	4.4	○	住宅の復旧・再建支援
国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」H27.3)を踏まえた修正	道路管理者は、国の具体計画に定める緊急輸送ルートの点検・道路啓開を行うことを記載。 県公安委員会は、緊急輸送を確保するため、被災状況及び道路啓開状況等を踏まえ、迅速かつ的確に広域的な交通規制を行うとともに、必要な緊急交通路を指定することを記載。	-	6.4.1	地震発生時の応急対策
南海トラフ地震臨時情報発表時の災害応急対策の実施	「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」の発表内容と、発表時における町の組織体制に関して記載。	-	6.7.1	南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応